

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		配偶者支援金の支給の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号） ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ③ さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		① 第 14 条第 4 項、第 15 条第 1 項、同条第 3 項 ② 第 24 条第 3 項、同条第 5 項 ③ 第 2 条第 2 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 3 項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給する。
	設定等年月日	平成 26 年 10 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	平成 26 年 10 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
備 考		